

---

◎議案第12号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第12 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第12号、議の12-1でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約第1条の整備、また、道央地区環境衛生組合及び南渡青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。